

改正

平成20年9月1日水管訓令第3号

奄美市給水条例施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給水装置の新設等（第2条—第10条）
- 第3章 給水（第11条—第22条）
- 第4章 料金、手数料及び工事負担金（第23条—第33条）
- 第5章 管理（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、奄美市給水条例（平成18年奄美市条例第230号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の新設等

（新設等の申込み）

第2条 条例第5条の規定による給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みをしようとするときは、給水装置（新設、改造、修繕、撤去）工事申込書（別記第1号様式）によるものとする。

（指定給水装置工事事業者の工事申請等）

第3条 条例第7条第2項の規定により給水装置工事の設計審査及び工事の施行の検査を受けようとするときは、給水装置工事設計・施行承認申請書（別記第2号様式）による。

2 条例第7条第2項の規定による給水装置工事の施行を承認するときは、給水装置工事施行承認書（別記第3号様式）による。

（設計審査）

第4条 市長は、条例第7条第2項の規定により、設計審査をした結果、不相当と認めるときは、再設計を命ずることができる。

2 前条第2項の規定により、設計審査を受けた者が、その承認の日から30日以内に給水装置工事を施行しないときは、その承認を取り消すものとする。

(材料確認の申請等)

第5条 条例第7条第2項の規定により材料の確認を受けようとするときは、材料確認申請書（別記第4号様式）による。

2 材料の確認は、市長が指定する場所で行う。

(工事検査の申請)

第6条 条例第7条第2項の規定による工事検査を受けようとするときは、工事検査申請書（別記第5号様式）による。この場合において、申請者は、当該工事のしゅん工図を添付しなければならない。

(指定給水装置工事事業者の指定等)

第7条 条例第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定その他必要な事項については、奄美市指定給水装置工事事業者規程（平成18年奄美市水道事業管理規程第15号）の例による。

(利害関係人の同意書)

第8条 条例第7条第3項に規定する利害関係人の同意書は、給水装置工事申込書（別記第1号様式）による。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第8条第1項の規定による構造及び材質の指定は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合したものでなければならないほか、給水装置設計施工基準に定める。

(工事費の算出方法)

第10条 条例第9条第1項各号に規定する費用は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した額の範囲内とする。

- (1) 材料費 当該材料の購入価額、時価等を基準とした価額に所要の数量を乗じて得た額
- (2) 運搬費 材料費の合計額に100分の5以内を乗じて得た額
- (3) 労力費 職種別賃金日額に所要歩掛を乗じて得た額
- (4) 道路復旧費 道路管理者が定める道路復旧用単価に復旧面積を乗じて得た額
- (5) 工事監督費 条例第31条第1号の額、同条第3号の額及び同条第4号の額の合計額
- (6) 間接経費 材料費、運搬費、労力費及び道路復旧費の合計額に100分の25以内を乗じて得た額

第3章 給水

(給水の申込み及び承認)

第11条 条例第13条に規定する給水の申込みをしようとするときは、給水申込書（別記第1号様式）による。

2 条例第13条に規定する給水の申込みを承認するときは、給水承認書（別記第6号様式）による。
（代理人の選定及び変更）

第12条 条例第14条の規定による代理人を選定したときの届出は、代理人選定届（別記第7号様式）による。

2 代理人を変更したとき又は代理人の住所若しくは氏名に変更があったときの届出は、代理人変更届（別記第8号様式）による。
（代理人の選定及び変更）

第13条 条例第15条第1項の規定により管理人を選定したときの届出は、管理人選定届（別記第7号様式）による。

2 管理人を変更したときの届出は、管理人変更届（別記第8号様式）による。
（管理人の変更命令）

第14条 条例第15条第2項の規定による管理人の変更を命ずるときは、管理人変更命令書（別記第9号様式）による。

（水道メーターの設置及び保管）

第15条 条例第16条及び条例第17条の規定による水道メーター（以下「メーター」という。）の設置及び保管については、次に定めるところによる。

（1）水道使用者は、メーターを清潔に保管し、設置の場所には、その点検又は修理に支障を生じる物件を置かないこと。

（2）メーターに支障を生じるおそれがあると認めるときは、市長は、メーターの位置を変更し、その費用を水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に負担させること。

（3）給水装置所有者は、所定のメーター保管証（別記第1号様式）を提出すること。

（4）その他市長が必要と認めたこと。

（メーターの損害弁償）

第16条 水道使用者等が、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は損傷したときは、メーター（亡失・損傷）届（別記第10号様式）により届け出るものとする。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第17条 条例第18条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定める届出

書により届け出るものとする。

- (1) 水道の使用をやめるときの届出 給水（休止・廃止）届（別記第11号様式）
- (2) 消防演習のため私設消火栓を使用するときの届出 私設消火栓消防演習使用届（別記第12号様式）
- (3) 私設消火栓を消防に使用したときの届出 私設消火栓使用届（別記第13号様式）
- (4) 水道使用者等の氏名若しくは名称又は住所に変更があったときの届出 水道使用者等氏名変更届（別記第14号様式）
- (5) 給水装置の所有権を取得したときの届出 給水装置所有権取得届（別記第15号様式）
- (6) 給水装置を消防の用に供したときの届出 給水装置消防使用届（別記第16号様式）
（給水装置に異状があるときの届出）

第18条 条例第20条第1項の規定により、給水装置に異状があるときの届出は、給水装置異状届（別記第17号様式）による。

（給水装置及び水質検査の請求）

第19条 条例第21条第1項の規定により、水道使用者等が給水装置又は水質の検査を請求するときは、（給水装置・水質）検査請求書（別記第18号様式）による。

2 給水装置の検査は、水道使用者立会いの上に行う。立会いをしないときは、その検査に対して異議を申し立てることができない。

3 市長が、条例第21条第1項の規定により、給水装置又は水質の検査を行ったときの請求者に対する通知は、（給水装置・水質）検査結果通知書（別記第19号様式）による。

4 条例第21条第2項に規定する特別の費用を要するときとは、次に掲げるときをいう。

- (1) 給水装置については、その機能に関する通常検査以外の検査であって、検査を要する原因が管理者以外の故意又は過失による場合の検査を行うとき。
- (2) 水質については、飲料水の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

（給水装置検査員証）

第20条 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第2項に規定する証明書は、給水装置検査員証（別記第20号様式）とする。

（給水装置の修繕）

第21条 条例第20条第2項において、修繕を必要とするときは、申込みにより、市長又は市長が指定する者が行うものとする。

（船舶給水の許可等）

第22条 船舶給水を業として行おうとする者は、船舶給水業許可申請書（別記第21号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 経歴書、身分証明書及び戸籍謄本。ただし、法人にあつては、登記簿謄本及び定款
- (2) 船舶給水に従事する役員及び従業員名簿
- (3) 財産目録
- (4) 市税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 船舶給水を業として行うことができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 奄美市に営業所を有すること。
- (2) 相当の資産及び信用があること。
- (3) 業務に必要な機材及び施設を保有すること。
- (4) 業務に必要な従業員を常時雇用していること。

3 第1項の許可の有効期間は、許可の日から3年とする。

4 船舶給水を業として行う許可を受けたもの（以下「船舶給水業者」という。）は、許可の日から10日以内までに船舶給水業務に関する保証金として、20万円を市長に預託しなければならない。

5 船舶給水業者は、市長の指定する船舶給水栓から給水を受けるものとする。

6 船舶給水業者が船舶に給水する場合の販売価額は、市長の承認を受けた額でなければならない。

第4章 料金、手数料及び工事負担金

(使用水量の測定)

第23条 条例第24条の規定による定例日は、別に定める。

2 市長は、メーターにより給水量を測定したときは、その都度使用水量を水道使用者に通知する。

3 メーターの検針による使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は、翌月の検針による使用水量に算入するものとする。ただし、水道の使用を中止し、又は廃止した場合において、検針による使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを1立方メートルとして計算する。

(使用水量の認定)

第24条 条例第25条の規定による使用水量の認定については、奄美市水道使用水量の認定に関する規程（平成18年奄美市水道事業管理規程第16号）の規定するところによるものとする。

(使用の休止又は廃止の届出のない場合の料金)

第25条 条例第18条第1項第1号の規定による水道の使用の休止又は廃止の届出がない場合におい

ては、水道を使用しない場合であっても基本料金を徴収する。

(定例日以外に使用水量を計算する場合)

第26条 条例第24条ただし書による定例日以外の日とは、次の各号のいずれかに該当する日をいう。

- (1) 日曜日及び土曜日（週休日）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- (3) 台風、災害その他特別な理由が存する日

(共同住宅に係る料金算定の特例)

第27条 条例第26条第3項の規定により、共同住宅の各世帯の使用者が、次の各号に定める基準に適合していると認めるときは、共同住宅料金算定申請書（別記様式第22号）による申請によって、各世帯の使用水量を均等割りとし、それぞれの水量に条例第23条の料金表を適用して料金を算定し、共同住宅の使用者の料金を代表者から一括して徴収する。

- (1) 共同住宅の屋内に給水栓が設置されていること。
- (2) 共同住宅の各世帯がそれぞれ単独に水を使用する設備を有していること。
- (3) 各世帯の使用者が専ら家事の用に水道を使用するものであること。

2 前項の場合において、住宅と店舗・事務所等を併設する共同住宅については、店舗・事務所等に所有者の負担となる水道メーター（以下この項において「自己メーター」という。）が取り付けられていることとし、その各自己メーターの水量の合計に対し、条例第23条の料金表を適用し、基本となるメーターの指示水量から店舗・事務所等分の水量を差し引いた水量を住宅分とし、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定の適用を受ける者の使用水量の各世帯均等割の計算において生じる1立方メートル未満の端数を計算する場合においては、1世帯当たりの使用水量に500リットル未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、500リットル以上1立方メートル未満の端数を生じたときはこれを1立方メートルに切り上げる。

(料金の納入期限等)

第28条 料金の納入期限は、次に定めるところによる。

- (1) 納付制による料金の納入期限は、納入通知書を発した日から10日以内とすること。
- (2) 口座振替制による料金の納入期限は、毎月25日とし、その日が休日のときは、繰り下げるものとする。
- (3) 集金の方法による料金の収納は、月末までとすること。

(受水槽以下の装置の検査)

第29条 市長は、必要があると認めるときは、受水槽以下の装置の所有者に対して受水槽以下の装置を検査することができる。

2 前項の検査のため必要があるときは、工事施行者又は給水装置所有者に対し、設計書及び図面等の提出を求めることができる。

(公設消火栓その他の水道施設からの臨時給水)

第30条 条例第27条第1項の規定により、公設消火栓その他の水道施設から臨時に給水を受けようとする者は、臨時給水許可申請書（別記第23号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長の許可を得て公設消火栓その他の水道施設を使用するときは、市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。

3 正規の勤務時間外において、職員の立会いを必要とするときは、その所要実費額を徴収する。

(手数料)

第31条 条例第31条第5号の規定による開閉栓手数料は、新設工事の場合に限り免除するものとする。

(工事負担金)

第32条 条例第32条の規定による工事の申込みがあったときは、当該工事の施工の可否を調査し、その結果を申込者に通知しなければならない。

2 前項の申込み及びその可否についての結果通知は、配水管等布設工事申込書（別記第24号様式）及び配水管等布設工事施行（承諾・拒否）決定通知書（別記第25号様式）によるものと、工事施行が可能なものについては、工事費に係る設計書を併せて送付する。

3 工事申込者は、工事施行承諾書の送付を受けたときから、10日以内に配水管等布設工事施工契約書（別記第26号様式）を締結しなければならない。

(料金、手数料及び工事負担金の減免)

第33条 条例第33条の規定による料金、手数料及び工事負担金の減額又は免除を受けようとするときは、減免申請書（別記第27号様式）による。

第5章 管理

(給水停止の通知)

第34条 条例第35条及び条例第36条の規定により市長が給水の停止をするときは、給水停止通知書（別記第28号様式・別記第29号様式）による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の名瀬市給水条例施行規程（平成10年名瀬市水管規程第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年9月1日水管訓令第3号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 2 条, 第 8 条, 第 11 条, 第 15 条関係)

(表)

受 付	年 月 日 第 号	課 長	技術 管理者	課 長 補 佐	給 水 係 長	給 水 係	受 付
給水装置（新設，臨時用水，改造，修繕，撤去）工事申込書 年 月 日申込み 奄美市水道事業 奄美市長 殿							
申 込 者	住 所 氏 名	奄美市給水条例及び奄美市給水条例施行規程を了承の上， 申し込みます。 （フリガナ） 奄美市 電 話 （ ）					印
使 用 者	用 区 途 分	用	給水栓数	栓			
	職 業		家 族 数	人			
	設 置 場 所 及 び 氏 名	申込みの給水装置は，私が使用するものであります。 （フリガナ） 奄美市 電 話 （ ）					印
場 支 分 引 用 合 の	本 管 の 種 別 ・ 番 号	専用・共用・私設消火栓 第 号					
	所 有 者 の 承 諾	上記の給水装置工事で私の本管から支管分岐することを承 諾します。 奄美市 電 話 （ ）					印
す び 他 人 の 場 屋 の 土 地 及 布 設	土 地 及 び 家 屋 所 在 地	奄美市					
	所 有 者 の 承 諾	上記の給水装置の設置を承諾します。 奄美市 電 話 （ ）					印
工 事 事 業 者 （ 指 定 給 水 装 置 施 工 業 者 ）	住 所 氏 名	奄美市					印
電 話 （ ）							

給 水 申 込 書 年 月 日申込み 奄美市水道事業 奄美市長 殿 年 月 日から給水を受けたいので， 使用者 印 奄美市給水条例施行規程第11 条第1項の規定により申し込みます。							
---	--	--	--	--	--	--	--

(裏)

--	--	--	--	--	--

メーター保管証					No.		
メーター番号				製作番号			
メーター口径		φ		種別・番号		専用・共用第 号	
取付	年月日	年 月 日		撤去	年月日	年 月 日	
	指針				指針		
メーター取付場所		奄美市 町 番 号					
検定満期月日							
備考							
上記のメーターは、責任をもって保管します。もし、亡失し、又は損傷したときは、規定に従い損害額を賠償します。							
年 月 日							
保管者 住所 奄美市							
氏名 印							
奄美市水道事業							
奄美市長 殿							

第3号様式（第3条関係）

承認第 号
年 月 日

指定給水装置工事事業者
様

奄美市水道事業
奄美市長

印

給水装置工事施行承認書

年 月 日付けで申請のあった給水装置工事申請については、奄美市給水条例施行規程第3条第2項の規定により承認する。

給水装置工事申請受付月日	年 月 日
工 事 の 場 所	奄美市
申 込 者	住 所 奄美市
	氏 名
給 水 装 置 の 所 有 者	
承 認 の 条 件	
備 考	

第 4 号様式 (第 5 条関係)

受	付	課		技術		課		係		検		審		受
. . . 第 号		長		管理		長		長		査		査		付
材 料 確 認 申 請 書														
年 月 日														
奄美市水道事業 奄美市長 殿														
指定給水装置工事事業者 住 所 氏 名 印														
奄美市給水条例施行規程第5条の規定による給水装置工事の材料の確認をしてほしいので申請します。														
名 称	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	※ 確 認 結 果		備 考						
						合格数量	不合格数量							
工 事 の 場 所			奄美市											
給 水 装 置 の 種 類			専用・共用・私設消火栓											
申 込 者 氏 名														
※ 確 認 の 結 果														

(注) ※印欄は、指定給水装置工事事業者において記入しないこと。

第5号様式（第6条関係）

受	付	課		技術		課長		係		検査		受
	・ ・ ・ 第 号	長		管理		補佐		長		員		付
工 事 検 査 申 請 書												
											年 月 日	
奄美市水道事業 奄美市長 殿												
指定給水装置工事事業者											住 所	
											氏 名	印
奄美市給水条例施行規程第6条の規定による給水装置工事の工事検査を受けたい ので申請します。												
検査実施年月日	年 月 日											
給水装置設置場所	奄美市											
給水装置の種類・番 号	専用・共用・私設消火栓 第 号											
申 込 者 氏 名												
※ 検 査 の 結 果												
※ 手 直 し 指 示												
備 考												

(注) ※印欄は、指定給水装置工事事業者において記入しないこと。

第6号様式（第11条関係）

様	承認第 年 月 日 奄美市水道事業 奄美市長 印
給 水 承 認 書	
<p>年 月 日の給水申込みについては、奄美市給水条例施行規程第11条第2項の規定により承認する。</p>	
給水開始年月日	年 月 日
給水装置の種類・番号	専用・共用・私設消火栓 第 号
メーター番号	第 号
給水装置所有者名	
備 考	

第7号様式（第12条，第13条関係）

受 付	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	業 務 係		施 設 給 水 係		
				係長	係	係長	係	受付
・ ・ ・ 第 号								
代 理 人 選 定 届 年 月 日 奄美市水道事業 奄美市長 殿 届出者 住 所 氏 名 印 奄美市給水条例施行規程第12条第1項（第13条第1項）の規定により，次のとおり届け出ます。								
給水装置設置場所	奄美市							
建築物の名称(屋号)								
種 別・番 号	専用・共用 第 号							
所 有 者	奄美市		電話 ()		印			
代 理 人	奄美市		電話 ()		印			
※施 行 者 (指定給水装置工 事事業者)			電話 ()					
高 置 水 槽	容量	m ³						
※受水槽容量及び引 込管口径	容量	m ³	引込管口径	mm				
備 考								

- (注) 1 ※印の欄は，受水槽式給水の配管等の設備に係る維持管理についての管理人の届出の場合のみ記入すること。
- 2 前項の場合は，裏面に見取図を記入のこと。

第 8 号様式 (第12条, 第13条関係)

受 付	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	業 務 係		施 設 給 水 係		
				係 長	係	係 長	係	受 付
・ ・ ・ 第 号								
代 理 人 変 更 届 管 理 人								
年 月 日								
奄美市水道事業 奄美市長 殿								
届出者 住 所 氏 名 印								
奄美市給水条例施行規程第12条第2項（第13条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。								
給 水 装 置 設 置 場 所	奄美市							
建 築 物 の 名 称 (屋 号)								
種 別 ・ 番 号	専用・共用 第 号							
新 住 所 氏 名	奄美市		電話 ()		印			
旧 住 所 氏 名	奄美市		電話 ()		印			
異 動 の 理 由								
備 考								

第9号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

奄美市水道事業
奄美市長

印

管 理 人 変 更 命 令 書

奄美市給水条例施行規程第14条の規定により、管理人の変更を命ずる。

管理人の住所，氏名	奄美市
種 別 ・ 番 号	専用・共用 第 号
建築物の名称（屋号）	
変 更 の 理 由	
備 考	

第10号様式（第16条関係）

受 付	課 長	技 術 管理 者	補 佐	管 理 係		業 務 係		施 設 給 水 係	
				係 長	係	係 長	係	係 長	係
年 月 日									
第 号									
メーター（亡失・損傷）届									
年 月 日									
奄美市水道事業 奄美市長 殿									
住所 届出者 氏名 印									
奄美市給水条例施行規程第16条の規定により、次のとおり届け出ます。									
給水装置	設置場所	奄美市							
	種別・番号	専用・共用	第	号					
メーターの種別・番号		品名 口径	第	号					
給水装置所有者氏名									印
使用者又は管理人		奄美市			電話	()		印	
理 由									
台 帳 番 号		弁 償 金 額	円		備 考				
告 知 番 号		納 入	年 月 日						

第11号様式（第17条関係）

							受 付	・ ・ ・ 第 号			
課 長	技 術 管理者	補 佐	業 務 係		施設給水係		台 帳 番 号			種別	
			係長	係	係長	係				番号	
							施行者				
							メータ ー取 り はずし		口 径	mm	
									指 針		
									有効期限		
給 水（休 止・廃 止）届											
年 月 日											
奄美市水道事業 奄美市長 殿											
住所 届出者 氏名 印											
奄美市給水条例施行規程第17条第1号の規定により，次のとおり届け出ます。											
給水装置設置場所		奄美市									
種 別・番 号		専用・共用 第 号									
休 止・廃 止		年 月 日									
所有者又は代理人		奄美市 電話 () 印									
使用者又は管理人		奄美市 電話 () 印									
職業（業態）及び 家族数		職 業 (業態)		家 族 人		従業員 人		定員 人			
				職 員 人		生 徒 人					
備 考											

第12号様式（第17条関係）

受 付	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	業 務 係		施 設 給 水 係		
				係 長	係	係 長	係	受 付
年 月 日 第 号								
私設消火栓消防演習使用届								
年 月 日								
奄美市水道事業 奄美市長 殿								
住 所 届出者 氏 名 印								
奄美市給水条例施行規程第17条第2号の規定により、次のとおり届け出ます。								
給水装置設置場所	奄美市							
種 別・番 号	私設消火栓 第			号				
所 有 者	奄美市			電話 ()		印		
使 用 者	奄美市			電話 ()		印		
使用栓数及び回数	個			回				
使 用 時 間	月 日		時 分から		月 日 時 分まで			

※ 立 会 報 告					
使用時間	時 分 分から 分まで	分間	使用栓数 及び回数	個 分間 回	
封 印	月 日	立 会 者	印		
告知月日 及び番号	告第 月 日号	水 道 料 金			

(注) ※印欄は、届出者は、記入しないこと。

第13号様式（第17条関係）

受 付	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	業 務 係		施 設 給 水 係		
				係 長	係	係 長	係	受 付
年 月 日 第 号								
私 設 消 火 栓 使 用 届								
年 月 日								
奄美市水道事業 奄美市長 殿								
住 所 使用者 氏 名 印								
奄美市給水条例施行規程第17条第3号の規定により，次のとおり届け出ます。								
給水装置設置場所	奄美市							
種 別・番 号	私設消火栓 第 号						封かん メーター付き	
所 有 者	奄美市				電話	()		印
使 用 者	奄美市				電話	()		印
使 用 時 間	年 月 日 時 分から 時 分まで							
備 考								

第14号様式（第17条関係）

受 付	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	施設給水係		業 務 係		
				係長	係	係長	係	受付
年 月 日 第 号								
水道使用者等氏名変更届								
年 月 日								
奄美市水道事業								
奄美市長 殿								
住所 届出者 氏名 印								
奄美市給水条例施行規程第17条第4号の規定により、次のとおり届け出ます。								
給水装置設置場所		奄美市						
種 別 ・ 番 号		専用・共用 第 号						
給水装置所有者	新	奄美市 電話 () 印						
	旧	奄美市 電話 () 印						
使 用 者	新	奄美市 電話 () 印						
	旧	奄美市 電話 () 印						
新水道使用者等の職業 (業態), 家族数等		職 業 (業態)	家 族 人		従業員 人		定員 人	
			職 員 人		生 徒 人			
備 考								

第15号様式（第17条関係）

受 付	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	業 務 係		施 設 給 水 係		
				係 長	係	係 長	係	受 付
年 月 日 第 号								
給 水 装 置 所 有 権 取 得 届								
年 月 日								
奄美市水道事業 奄美市長 殿								
給水装置新所有者 住 所 氏 名 印								
奄美市給水条例施行規程第17条第5号の規定により、次のとおり届け出ます。								
給水装置設置場所	奄美市							
種 別・番 号	専用・共用 第 号							
給 水 装 置 の 旧所有者氏名	奄美市 電話 () 印							
取 得 年 月 日	年 月 日							
取 得 理 由								
備 考								

第16号様式（第17条関係）

受 付	課 長	技 術 管理者	補 佐	業 務 係		施設給水系		
				係長	係	係長	係	受付
年 月 日 第 号								
給 水 装 置 消 防 使 用 届								
年 月 日								
奄美市水道事業 奄美市長 殿								
住 所 使用者 氏 名 印								
奄美市給水条例施行規程第17条第6号の規定により，次のとおり届け出ます。								
給水装置設置場所	奄美市							
種 別・番 号	専用・共用		第 号					
所 有 者	奄美市		電話 ()			印		
使 用 者	奄美市		電話 ()			印		
使 用 時 間	年 月 日		時 分		分から分まで			
備 考								

第17号様式（第18条関係）

受 付	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	業 務 係		施 設 給 水 係		
				係 長	係	係 長	係	受 付
年 月 日 第 号								
給 水 装 置 異 状 届								
年 月 日								
奄美市水道事業 奄美市長 殿								
住所 届出者 氏 名 印								
奄美市給水条例施行規程第18条の規定により、次のとおり届け出ます。								
給水装置設置場所	奄美市							
種 別・番 号	専用・共用 第 号							
所 有 者	奄美市 電話 () 印							
使 用 者	奄美市 電話 () 印							
異 状 の 内 容								
備 考								

第18号様式（第19条関係）

受 付	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	業 務 係		施設給水係		
				係長	係	係長	係	受付
年 月 日 第 号								
<p>(給水装置・水質) 検査請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奄美市水道事業 奄美市長 殿</p> <p style="text-align: right;">請求者 住 所 氏 名 印</p> <p>奄美市給水条例施行規程第19条第1項の規定により、次のとおり請求します。</p>								
給水装置設置場所	奄美市							
種 別・番 号	専用・共用・私設消火栓 第 号							
所 有 者	奄美市 電話 () 印							
使 用 者	奄美市 電話 () 印							
理 由								
備 考								

第19号様式（第19条関係）

(給水装置・水質) 検査結果通知書

第 年 月 日
号 日

様

奄美市水道事業
奄美市長 印

年 月 日付けの検査請求に基づき、下記のとおり、検査を行ったので、奄美市給水条例施行規程第19条第3項の規定により通知する。

記

検査実施年月日	年 月 日
検査の内容	
検査の結果	
備考	

第20号様式（第20条関係）

1 面	2 面						
<p style="text-align: center;">給 水 装 置 検 査 員 証</p> <table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;"> 2 cm </td><td style="text-align: center;">第 号</td></tr><tr><td style="text-align: center;"> 3 cm </td><td style="text-align: center;">写 氏 名</td></tr><tr><td style="text-align: center;"> </td><td style="text-align: center;">真 年 月 日生</td></tr></table> <p>上記の者は、水道法第17条第2項による検査員であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行 奄美市水道事業 奄美市長 印</p>	2 cm	第 号	3 cm	写 氏 名		真 年 月 日生	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この検査員証は、勤務中に携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。2 この検査員証を損傷したときは、速やかに、再交付を受けなければならない。3 検査員である職員が、検査員でなくなったときは、直ちに、返還しなければならない。
2 cm	第 号						
3 cm	写 氏 名						
	真 年 月 日生						
7 cm							

第21号様式（第22条関係）

受 付 年 月 日 第 号	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	施設給水係		業 務 係		
				係長	係	係長	係	受付

船舶給水業許可申請書

年 月 日

奄美市水道事業

奄美市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

奄美市給水条例施行規程第22条の規定により，船舶給水業を行いたいので関係書類を添えて申請します。

（表）

受 付	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	施設給水係		業 務 係		
				係長	係	係長	係	受付
年 月 日								
第 号								

適	否
---	---

共同住宅料金算定申請書

給水装置設置場所	奄美市
給水装置所有者	電話 ()
建築物の名称(屋号)	
管理人住所氏名	奄美市 号室 印 電話 ()
共同住宅入居者名	下記のとおり

上記の共同住宅について、奄美市給水条例施行規程第27条第2項の規定により、共同住宅の料金算定を適用していただきますよう申請いたします。

年 月 日

奄美市
共同住宅所有者 印

奄美市水道事業

奄美市長 殿

共同住宅入居者氏名

栓 数	室 番 号	氏 名	入居者人員	備 考

第23号様式（第30条関係）

受 付	課 長	技 術 管 理 者	補 佐	業 務 係		施 設 給 水 係		
				係長	係	係長	係	受付
年 月 日								
第 号								

臨 時 給 水 許 可 申 請 書

年 月 日

奄美市水道事業

奄美市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

奄美市給水条例施行規程第30条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、貴水道課職員の立会いをお願いします。

使 用 目 的	
使 用 方 法	
公 設 消 火 栓 設 置 場 所 その他の水道施設	奄美市 方先道路上
使 用 時 間	年 月 日 時 分 から (使用時間合計) 年 月 日 時 分 まで (時間 分)
使 用 水 量	m ³ 現場責任者名

※ 立 会 報 告

使用時間	月 日 時 分 から) 分 月 日 時 分 まで	その他の費用	
使用水量	m ³	告知月日 及び番号	月 日 告第 号
			月 日 告第 号
水道料金		立会者	印

- (注) 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 裏面に付近見取図を記載すること。
 3 付近見取図は、現場位置が分かりやすいように記入すること。
 4 使用箇所は、赤線で記入し、公設消火栓その他の水道施設からの距離も記入すること。

第24号様式（第32条関係）

受 付	管理者	課 長	技 術 管理者	補 佐	管 理 係		施 設 給 水 係		
					係長	係	係長	係	受付
年 月 日									
第 号									

配水管等布設工事申込書

年 月 日

奄美市水道事業

奄美市長 殿

申込者 住 所

氏 名 印

下記のとおり，配水管等布設工事を施行していただきたいので，奄美市給水条例施行規程第32条第2項の規定により関係書類を添えて申し込みます。

記

工事施工の場所	
申 込 理 由	
給水戸数及び人数	
添 付 書 類	1 施工箇所付近の見取図 2 施工箇所の平面図
備 考	

第 号
年 月 日

様

奄美市水道事業

奄美市長

印

配水管等布設工事施行（承諾・拒否）決定通知書

年 月 日 申込みのあった

工事

の施工については、別紙設計書の金額を負担していただくことを条件として承諾します。

次の理由により施行できないので通知します。

施行できない理由

第26号様式（第32条関係）

配水管等布設工事施工契約書

奄美市長 (以下「甲」という。)と申込者

(以下「乙」という。)とは、配水管等布設工事の施工について次のとおり契約を締結する。

(負担金の額)

第1条 この契約に基づく負担金は、 円とする。

(負担金の納付)

第2条 乙は甲に対し、この契約締結の日から 日以内に、前条に定める金額を甲が発行する納付書により納付するものとする。

(工期)

第3条 甲は、乙の負担金の納付があった日から起算して、 日以内に工事に着手するものとし、工事期間は、 日以内とする。

(工事の中止)

第4条 負担金の納付が所定の期日までに履行されなかった場合又は申請に虚偽の事実があった場合には、工事着手後であっても、直ちに、当該工事を中止とする。

2 前項の場合において、甲が受けた損害は、乙が補償する。

(施設の譲渡)

第5条 この工事によって完成した施設は、完成確認後において、団地内道路が市道に認定された後は、甲に無償で譲渡するものとする。

(維持管理)

第6条 譲渡を受けた後の施設の維持管理は、甲が行う。

(協議)

第7条 この契約に定めるものを除くほか、必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するために本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

年 月 日

(甲) 住 所
氏 名 印

(乙) 住 所
氏 名 印

第27号様式（第33条関係）

受 付	課長	技 術 管理者	補 佐	管理 係長	施 設 給 水 係			業 務 係	
					係長	係	係長	係	受付
年 月 日 第 号									
減 免 申 請 書									
年 月 日									
奄美市水道事業 奄美市長 殿									
申請者 住 所 氏 名 印									
奄美市給水条例施行規程第33条の規定により，次のとおり申請します。									
区 分	料金・手数料・工事負担金								
給水装置の設置場所	奄美市								
種 別 ・ 番 号	専用・共用・私設消火栓 第 号								
月 別									
金 額									
理 由									
備 考									

（料金にかかわる場合）

第 号
年 月 日

様

奄美市水道事業
奄美市長 印

給 水 停 止 通 知 書

先に通知（ 月 日付け 第 号）した水道料金及び下水道料金が 月 日現在下記のとおり未納になっていきますので、水道法第15条第3項及び奄美市給水条例施行規程第34条の規定により停水しました。

給水停止によりあなたに損害が生じることがあっても、奄美市給水条例第12条第3項の規定により奄美市水道課は、その責めを負いません。

記

未納額

年 度	水道料金・下水道料金	備 考

お客様番号

--	--	--

メーター番号

連絡先 奄美市水道課
奄美市名瀬矢之脇町25番地1
電話 52—1176

第29号様式（第34条関係）

(料金にかかわる以外の場合)

第 号 年 月 日	
様	
奄美市水道事業 奄美市長 印	
給 水 停 止 通 知 書	
奄美市給水条例施行規程第34条の規定により，下記の理由が解消するまで給水を停止します。	
記	
給水装置設置場所	奄美市
種 別 ・ 番 号	専用・共用・私設消火栓 第 号
台 帳 番 号	
理 由	
備 考	